

▼日程第10 一般質問

〔松尾文則議長〕再開します。日程第10 一般質問を行います。2番議員 岳川淳彦君他11名から一般質問が提出されておりますので順次質問を許可いたします。2番議員 岳川淳彦君。

〔2番 岳川淳彦君〕皆さま改めましておはようございます。朝一番ということで、予感していましたが一番くじを引き当ててしまいましてびっくりしております。この後も長時間の会議になりますのでしっかりと頑張っておきたいと思っております。それではただ今、議長の許可を得ましたので2番議員 岳川淳彦、通告に従いまして一般質問をいたします。大項目で火災防災関連と農業振興の2点になります。どうぞよろしく申し上げます。今年の梅雨入り、北部九州で5月15日と発表がありまして平年より20日以上も早く統計史上最も早い梅雨入りとなります。梅雨前線の活動が活発になりやすいと予想される近年では前線の影響で災害級の大雨が多くなる傾向にあります。土砂災害や河川の増水、低い土地の浸水などが心配されます。このシーズンは予想できない大雨などの災害が起きやすいので今一度、町や地域のハザードマップや避難所の確認が必要です。私もこの一般質問の中で災害と防災を取り上げましたところ、町の防災マップを確認いたしました。しっかりと町の情報が地図情報として載せてありました。警戒区域、特別警戒区域とか、それとため池ですね、ため池も名前が書いてあるのもありますけども、全く分からない地図、私たちも知らないようなため池などがこの地図上ではっきりと載せてあります。本当参考になるこの町の防災マップです。マップとしてはお勧めなマップではないかと感じたところでございます。では質問に入ります。1番災害防災関連で、(1)災害に強いまちづくりとはとありますけど、この防災マップの表紙にですねここに書いてあります。こういったことでまず町長の所感をお尋ねをしたいと思っておりますがよろしく申し上げます。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕議員ご指摘のとおり今災害はいつ起こってもおかしくない状況ですので、災害に強いまちづくりということで防災マップにも謳っております。私の所感としましては、もう本当に地域の皆さんと連携しながら守っていくということと、お一人お一人が皆さんそういう防災マップを参考に常に自分が台風被害があった時にはここに逃げる、浸水被害があった時には逃げるというような意識付けをしていかなければいけないと思っております。やはりもう10年前とは災害に対する皆さんの考え方も違いますので、そこら辺の啓蒙もさることながら我々はしっかりとした地域での防災というところの方を取り組んでいきたいと思っております。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕 災害に強いまちづくりとはということでご質問頂いております。町で暮らす人が住みやすく安心して生活できる町であることが一番の災害に強いまちづくりではないかと思ます。また具体的に申しますと、日頃から地域の人たちとのつながりを大切にしている。防災意識を高めるため、防災訓練や防災教育を進めている。建物が丈夫で台風や水害、火災、地震に耐えられる。災害時に避難場所となる広場がある。広い道路があり普段から通行しやすく災害時には避難しやすい。ガス、水道、電気などのライフラインが災害に強い構造になっている。山崩れや洪水などの被害を防ぐために治山工事、治水工事が行われているなどがあります。ここで5月の20日に改正災害対策基本法が改正されましたので、その分の説明をさせていただきますでしょうか。災害時に市町村が発令していた避難勧告を廃止し避難指示に一本化する改正災害対策基本法が5月20日に施行されました。見直し後の大雨、洪水警戒レベルは災害発生の恐れが高いレベル4に勧告等指示を併記していたのを改め、指示に一本化され、危険な場所にいる人は全員避難となります。災害の恐れがあるレベル3は、「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に表現が簡略化されました。危険度が最も高いレベル5は、「災害発生情報」から「緊急安全確保」に変更となりました。なお、この改正内容につきましては有田町広報6月号に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上です。

〔2番 岳川淳彦君〕ただ今、町長からと総務課長の方から説明ありましたように、災害防災に対してはですねやっぱり一人一人が災害防災に対して意識や知識を向上させることが災害に強いまちづくりの第一歩と思ますので、また町民と行政の方お互いですね協力して、この向上に努めていきたいと、お願いしたいと思ます。それでは、(2)各地区の危険個所の状況はということでお尋ねをしておりますが、これ各区長さん、各地区の区長さんの方に多分調査依頼があったかと思ます。緊急を要する箇所がですね町全体にどれくらいあったのか、そしてまたその対応、対策についてはどうなのかお尋ねをいたします。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕先月にですね、5月ですけど、5月26日に防災パトロールを行っております。警察、消防署、消防団、土木事務所、それと町と合同で防災パトロールを行いました。町内の5箇所の河川やため池、山林等を危険個所の現状把握を行い、今後の対策等を行っていきたくと思ます。箇所につきましては、河川1箇所、ため池2箇所、山林1箇所、昨年の災害箇所1箇所をパトロールしております。また恒常的なところで東地区での主な危険箇所につきましては、県河川中樽川、有田川の護岸越水、町道大木有田線のJR下の道路冠水などがあります。西地区にお

いては黒川川護岸越水、町道立部志尾里線橋梁冠水などがあります。以上です。

〔2番 岳川淳彦君〕そしたらその河川、ため池、山林が各2箇所、1箇所とありましたということですけども、この対策としては。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕関係機関現場を確認しておりますので、関係機関と協議を行いまして各総区長さん、区長さんの方に今後の対策等についてはお示しをしたいと思っております。

〔2番 岳川淳彦君〕わかりました。それでは、(3)番の自然対策についてです。これも先ほどの(2)番の中で答えがありました。防災パトロールということでされております。これも多分被ってくるんじゃないかならうかと思えますけども、風水害、ダム、ため池、河川に対して事前の備えはできているのかということではありますが、先ほどの防災パトロールができたのかということで質問しようと思いましたが、先ほど言われました。それで今年の3月にですね各地区でため池の調査があったかと思えます。この調査の結果についてですねちょっと説明を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

〔松尾文則議長〕建設課長。

〔岩崎建設課長〕昨年ですね小さいため池ですね、先程地図に名前が載っていないというようなため池があるというお話をされましたが、そのようなため池を調査しております。その結果をですね位置図と台帳これを作成いたしまして、区長さんの方に3月までのうちに配布して、今使われていないため池につきましては落水して安全な状態で置いてくださいとお願いしているところでございます。

〔2番 岳川淳彦君〕そしてその使わないため池がちょっと私たちの中山間地の地区にたくさんありますけども、そういったところが産廃の捨場になっているんですよ。そういったところが使わんけんが水も落としてあるんですけども、なんかゴミなんかを捨てたりですね、今そうないんですけど、以前がかなりの多くの産廃のゴミがですね捨ててあったということで問題になりましたけども、今のところですねそういったものは見受けられませんが、そういった捨てやすい場所になるとかなど。やっぱり私たちも知らないような堤であってですよ。そういったところが今まで使っていたのがもう使わなくて済むようになって全然使っていない堤です。そこが多分たくさんあると、小さな堤がですねたくさんあります。こういったところもですね安全にそういったところが不法投棄なんかできないようにやっぱりこういうパトロールも行ってほしいなと思っております。そしてこれダムとか河川についてもちょっと備えをお聞きしたいんですけども、ダムなんか

では、この大雨の予報があったら満水状態を大体50センチ下げた位置で調整していると聞きますが、そして大雨の予報が出た場合には随時放水して、放水を行うというふうなことを聞いておりますが、実際はどうなんでしょうか。そこら辺もちょっとお聞かせください。

〔松尾文則議長〕 上下水道課長。

〔岩尾上下水道課長〕 ダムについてお答えいたします。仰るとおり昨年度より町内のダム、県全部、国も一緒なんですけど、県管理であります有田ダム、竜門ダム、県及び国見土地改良区が管理しております古木場ダムにつきましては、先ほど仰ったとおり大雨が予想される場合は事前放流によりダムの水位を落とし対応することとなっております。町管理の白川ダムについても同様の対応となります。あと原則ですね3日前の気象予報においてですね協定、これ伊万里、昨年度に伊万里圏域対協定を結んでおりますけども、協定で定められました基準降雨量が予想された場合はその影響分を事前に放流していくということになりますが、近年みられますゲリラ豪雨と3日前の予測不能な降雨等もありますので、昨年度に関しましては有田ダム、竜門ダムとも常時の満水から50センチから1メートル下げて対応してあるところでございます。

〔2番 岳川淳彦君〕 今、梅雨入りに入りましてダムの水位を見てみますとほぼ50センチ以下ぐらいで満水状態というふうな状態になってます。これが今後ですね大きな大雨が降ったりすればすぐ満水して流れるような状態です。これもやっぱりそういう防災パトロールですねしっかりとお願いしたいと思っております。河川についてはどうでしょうか。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔岩崎建設課長〕 河川につきましてはですね、昨年の実績でいきますと河川内の支障木の伐採は県が管理している河川で7箇所、町が管理している河川で4箇所とあと浚渫を1件行っております。それと災害申請できないような60万円以下の箇所につきましては緊急自然災害防止対策事業ということで町内16の河川を現在施工中であります。

〔2番 岳川淳彦君〕 県河川で7箇所、町河川で4箇所、県河川といたら結構川も広い川でありまして、町河川の方がどっちかといたら氾濫しやすいと思います。こういった町の河川、町河川、ここもやっぱり大雨時期にはそういった防災パトロールも是非お願いしたいと思っております。以上です。それでは自然災害の②土砂災害に対して事前の備えはできていますかということでお尋ねしていますが、土砂災害から身を守るために日ごろの備えはということでお伺いします。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔岩崎建設課長〕 土砂災害から身を守るというのは先ほど説明がありました有田町防災マップですね、

これに基づきですね、各戸配布をされておりますのでそれに詳しく記載されておりますので各家庭で確認頂き対応できるような措置を取って頂きたいと思います。それと現在ですね土砂災害の関係で、関係と申しますか、要望と申しますか、工事が伊万里土木事務所の方で令和3年度に中の原地区に砂防堰堤整備事業が計画されております。今年度は補償の調査と用地買収の予定となっております。その他、伊万里農林事務所の林務課の方で令和3年度は治山事業といたしまして町内7地区の治山事業を施工されることとなっております。

〔2番 岳川淳彦君〕 そしてもう1つですね、ちょっと気になっておりますけれども、土砂災害警戒区域をイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域をレッドゾーンとかですねありますが、この先ほど紹介しました町のマップにですね後ろの方に地図が記載されております。この地図にですねその警戒区域もちゃんと示されております。大体ですよ、どうやって区域を仕分けをされたのか、イエローゾーン、レッドゾーンそれと後ですね、地すべりの警戒区域、土石流の特別警戒区域、警戒区域とかですね、こういった区域を区別されてますけれども、これ町で、町に県の方から調査がずっと各地区ごとにもう何年か前か覚えてませんけれども、何年か前からですねずっと各地区を回って説明をされておりました。その説明がですよもうこの地区はほとんど家があるところは全部レッドゾーンですと言われてまして、うちが新築をしようかなと考えてしよったら家が建てられませんということでそのレッドゾーン区域には新築ができないと。そいざリフォームやったらよかいですかと言ったら、リフォームはいいということ言われておまして、そこでどういう調査をさしたとですかと聞いたところ、やっぱり高さで傾斜なんですよ。あと土の成分とかなんとかそういったのを調べたりなんかはしなくて、多分高さで傾斜で警戒区域を決められるとありますけど。大体実際そうなんですか。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔岩崎建設課長〕 議員が申されましたとおりですね高さで傾斜になっております。それとこれは佐賀県土木事務所の方で区域指定をされておりますので、その説明会を平成27年の7月から平成30年の2月まで行っております。それには土木事務所と役場の方も一緒になって地元説明会に出席をしているという状況です。

〔2番 岳川淳彦君〕 そしたらこの防災マップに地図にちゃんと載せてあるということはもう町全体の説明会はもう全部済んでいるということですよ。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔岩崎建設課長〕 一応ですね区域に指定されるところの説明は終わっております。

〔2番 岳川淳彦君〕わかりました。それでは大きな2番の農業振興に移りたいと思います。農家の高齢化に伴い、農業者の減少、労働不足の課題を抱えているこのような中、農業所得が期待されている園芸農業の振興に力を入れて稼げる農業の実現につなげるため、さが園芸888運動、生産者やJA、行政等の関連機関が連携して行う事業です。新聞なんかでもよく見たりしますが、このさが園芸888運動ってご存じですかということで、なんかPRがちょっと足りていないようなことを感じました。この事業は2019年から始まりまして今年が経過して10年間で生産額を888億円に向上させる目的の事業です。こういったのもこの周知徹底として、町からのそういった周知徹底などはどう考えてられますか。

〔松尾文則議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕さが園芸888億円推進運動につきましては、概要につきましては先ほど議員さんからあったとおりなんですけど、今現在有田町におきましては、令和元年度にキュウリ、いちご、玉ねぎ部会、さらに令和2年度にアスパラ部会というのが、さが園芸産地888億円計画というのを策定されております。周知徹底という形になりますけどもそういった部会ごとにつきましては、やはり部会の中で話し合いをされて頂いて、当然元年度、またアスパラについては2年度になりますけれども、2年度で計画をされているようにそれぞれの生産者につきましてはある程度周知がされてあるんじゃないかと考えております。実は今年の5月にですね佐賀県の888億円のキャラバン隊が一応組織されまして、有田町の方にも一応お見えになりまして町長以下そのキャラバンで協同組合推進の協力依頼があったところです。なので今から当然有田町が主催する農業者の会議もありますので今の部会ごと、生産者部会ではなくて有田町が主催する農業者の会議等におきましても888億円運動について周知を図っていきたいと考えております。以上です。

〔2番 岳川淳彦君〕やっぱりですね新聞等、そして私が知ったのはこの国見という普及だよりということでもちょっと見まして、ここに888運動の推進が載っておりました。こういったのをやっぱり農業をこれからやっていこうという人たちのためにですね、やっぱりこのPRは是非必要かなと思っておりますので是非PR普及のためにお願いしたいと思います。これに対しても補助金とかそれと園芸品目ですねこういったとの指導など、やっぱり初めて行う人は不安ではなかろうかと思えます。こういったのをどこが説明して、そういった説明会などがあるのかそういったところまでちょっとまだ決まってないんでしょうか。今からなんでしょう。

〔松尾文則議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕先程のPRも然り、フォローアップも然りなんですけども、一応有田町、佐賀県普

及センター、JAとで生産部会には入りますけれども、その中で連携して進めているところがございますのでフォローアップといいますかね、いろいろそれぞれの生産者につきましては各々の部会の中でですねやって頂いて、さらにそういったところに新しく入られる方等につきましてはやはり先ほどの連携会議、連携を作っておりますので、組織を作っておりますので、その中で就農支援でありますとかそういった形で今のところ支援をさせて頂いていると。補助事業につきましてはさが園芸888億円運動というところで取り込まれるところにつきましては、県単事業でございますけれども、10%の嵩上げの補助が一応出されておると。それは施設の整備になりますけれども10%の嵩上げで事業がなされているという状況でございます。以上です。

〔2番 岳川淳彦君〕そしたら最後の②に移ります。これも先程の①と関連になりますけれども、新規就農者の現状と新規就農者を増やすための工夫はいかがでしょうか、これ2年前も私これ質問しております。その時に40代で4人、30代で3人の新規就農者があっておりますということを報告を受けましたが、その後どうなったのか現状と農業者を増やす工夫についてお尋ねをいたします。

〔松尾文則議長〕農林課長。

〔井筒農林課長〕新規就農者の現状と増やすための工夫ということと、それと30年当時の人数がどうなったかという形になろうかと思えます。まず新規就農者の現状としてお話をしたいと思えます。先程お話があったとおり30年にも同様に質問頂いているところです。なので今回につきましては新規就農者について国の農業次世代育成、次世代人材投資事業で採択される50歳未満の方で年間150日以上を農業に従事するという認定の新規就農者についてご説明をしたいと思えます。新規就農者というの捉え方によっては例えば65歳までであるとか、いろいろな捉え方がありますので、今回は先ほど申しましたとおり50歳未満の方での新規就農者の現状についてお話をしたいと思えます。認定新規就農者ですけども令和2年度末で6名いらっしゃいます。先程30年当時からの数字を言われたところなんです、30年当時に認定新規就農者の方は認定就農者が5年間の計画なものですから5年間である程度農業所得の目標を達成されて6年以降はそこでもまだ計画を出して頂く必要があるんですけども、その一部はすでに認定農業者の方になられてあるという形になっております。令和2年認定新規就農者ですが、令和2年度末で今のところ6名いらっしゃって、この方々はですね営農形態は施設野菜でありますとか畜産という形になっております。増加させる工夫ですね、新規認定農業者を増加させる工夫なんですけども、ちょっと前回の先の質問でもちょっと話しましたがけれども、関係機関、JAさん、県、普及センタ

一、私どもが関係機関が一連となって新規就農をされる方につきましては毎月就農支援相談会というのをやっております。なので先ほどの6名の方については就農の相談会を随時やりながら施設の場合はどういった形でやっていくのかというのを毎月フォローしているという状況になります。あと増やす工夫と申しますか、潜在的な方がいらっしゃるんですけども。先ほどの認定新規就農者という方はもう既に農業に従事されている方なんですけど、まだ従事されていない方、認定されていない方なんですけれども、そういった方々については今就農相談を毎月やっているところに来て頂いている方が3名、また今のところご相談だけなんですけれども先々やりたいと、農業やりたいという形で相談を頂いている方が2名、まだ就農相談までは行ってないんですけども2名いらっしゃいます。なので随時若い方につきましては少しずつではあるんですけども農業の方に従事されている、就農されている方が増えている状況ではあります。あともう一つ増やす工夫というのがあるんですけども、伊万里西松浦地区農業改良委員会という組織がございまして、その中で今は実業高校ですかね、元の農林高校の生徒さんでございましてとか、農業大学の方を招いて今現場で活躍されている農業士の方、それと青年農業士の方を交えたところで今意見交換会、それと農業士の方々の実際の活動の状況というのを報告をして高校生、大学生になりますけれども、そういった方々が農業に従事できないか、新規就農者として活躍できないかという形で今のところ活動をやっているところです。

〔2番 岳川淳彦君〕 その2年前に聞いた時にですねその40代で4人、30代で3人の7名の方もしくはリタイアされた方もいるのかなと思いましたが今の状況を聞いたんですけど、今ですね、その50歳未満が6名、それで後相談されたり、されている方が3名とか2名ですか、増えている傾向にはあるということでは捉えてよろしいですか。

〔松尾文則議長〕 農林課長。

〔井筒農林課長〕 平成30年当時6名の方につきましては先ほど言いましたとおり5ヶ年の計画が終わられて既に認定農家としての計画を出されて認定農家に認定されている方もいらっしゃいますけれども、先ほど言いました潜在的な5名さんにつきましては今から入っておそらく大丈夫だろうと、就農されるという状況になろうかと思っておりますので、大幅にはではないんですけども確実に少しずつは増えておると、当時の30年に質問頂いた方々の中ではリタイアされた方は今のところいらっしゃらないという状況になっています。

〔2番 岳川淳彦君〕 わかりました。それでは最後に、このようなコロナで厳しい状況の中にですね、新たな改革が必要な時期に来ていると思っております。新規就農者が増えることを期待して、この一般

質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

〔2番 岳川淳彦君〕 いいですか、もう簡単に済ませます。農業振興の前です。(4)番、災害復旧工事ができていない箇所はということで、これ毎年のように災害が起きていますが復旧工事ができていない理由とその対応についてお伺いをいたしますということで聞いておりました。すみません、追加です。

〔松尾文則議長〕 建設課長。

〔岩崎建設課長〕 お答えします。本年度工事を発注できていない箇所は2箇所ございます。1つはですね、農業用ため池でございます。これにつきましては地元の方よりですねもう水を貯めなければいけないというふうな説明がございまして、水稻の作付後に工事発注をお願いしたいというふうに言われましたので、これはまだ未発注ということになります。もう一つが令和元年度の町道本幸平4号線の災害復旧工事になります。これにつきましては事故繰越の案件で財政課長説明されたとおりちょっと3回の不調に終わっておりまして、今国土交通省とですね工法変更協議を行っているところでございます。

〔2番 岳川淳彦君〕 はいありがとうございます。これで終わります。どうもありがとうございました。

〔松尾文則議長〕 2番議員 岳川淳彦君の一般質問が終わりました。昼食のため休憩いたします。再開13時といたします。

【休憩 11 : 10】

【再開 13 : 00】

〔松尾文則議長〕 再開します。昼食前に引き続き一般質問を行います。4番議員 樋渡徹君。

〔4番 樋渡徹君〕 ただ今、議長の承認を得ましたので、4番議員 樋渡徹、通告に従い一般質問をさせていただきます。本日は1項目として古窯跡の管理、2項目目に新型コロナワクチン、3番目社会奉仕に関する教育について質問をしたいと思います。まず、古窯跡、登り窯の管理ですが、このことにつきまして質問をさせていただきます。私は学校時代から窯業には関わっていませんでしたが窯業関係についてはあまり知識がないんですけども、今回ですね、20数年来お付き合いを頂いている私よりも1回りぐらい年上の方ですけども、県の委託で西地区の窯跡の盗掘に関わる監視をされている方がいらっしゃるんですけど、その方が既にもう85歳になられて坂を上って見回りするのも大変ということで、どのようなところなのか知るためにご一緒をさせてもらい

勉強させて頂きました。まず、お尋ねですけれども有田町内で管理されている窯跡は、登り窯窯跡ですね、何箇所ぐらいございますでしょうか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕現在のところですね、周知の埋蔵文化財の包蔵地としまして県の遺跡台帳に登録されている窯跡は66箇所です。周知の文化財包蔵地というのは、遺跡が確認されている場所という意味となりまして、大半はですね私有地となっております。町が直接管理をしているわけはありません。ただし県や町などの公有地に位置します9箇所の窯跡につきましては草刈り清掃等の管理を行っているところです。以上です。

〔4番 樋渡徹君〕1998年の3月に旧有田町の教育委員会が発行された有田の古窯、町内古窯跡群詳細分布報告書という書類をちょっと見せて頂いたんですけど、これによりますと地域を大体6箇所に区切ってあって内山地区の一区は13箇所、内山地区の2番目が10箇所、外山地区の位置が6箇所、外山地区の2が7箇所、それから外山地区3が6箇所、外山地区4が8箇所というということで、これトータルしますと大体50箇所が調査をされてなんですか、一応本になっているんですけど、そのように書いてありました。窯跡がこれだけたくさん存在、これ以外にもたくさんあるということでしたので、どうしてこのようにたくさんあるのかという理由をちょっと私なりに考えてみたんですけど、登り窯というのは炊きものを燃焼させて高温にするまでにたくさんの薪がいると思うんですけど、1箇所に登り窯を作ると近辺の木々ですね、薪がすぐ、すぐというか、無くなってしまって薪をよそから運ぶよりは窯を移設して作った方が楽だったのかなというふうに思うんですけど、薪を運ぶよりですね、陶土といいますか、粘土を運んだ方がまだ楽だったのかなというふうにちょっと思ったんですけど。次の質問として②ですね、国の指定、県の指定はどこでそれぞれ何箇所ぐらいあるのか、また町独自の指定された窯跡もあるのかということをお尋ねしてよろしいですか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕国の指定の史跡となっている窯跡は、天狗谷窯跡（白川）、山辺田窯跡（黒牟田）、原明窯跡（原明）、柿右衛門窯跡（南山）の4箇所です。県指定史跡は小樽2号窯跡（中樽）の1箇所です。町指定の史跡となっている窯跡は、稗木場窯跡（稗古場）、天神山窯跡（稗古場）、掛の谷窯跡（応法）、猪子谷単室窯跡（応法）、迎原窯跡（仏ノ原）の5箇所となっております。

〔4番 樋渡徹君〕ありがとうございます。どのような基準で指定が異なるのか、特徴とか年代とか

そういうのは関係ありますでしょうか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕すいません、ちょっとそこまで具体的には調べておりません。

〔4番 樋渡徹君〕はい分かりました。現場の方は埋蔵文化財としての扱いなのかどうか分かりませんが、私もちょっと見せて頂いたのは、土が被せてあってですね、様子もちょっとはっきりわからないんですが、私がちょっと見せて頂いたのは、土が被せてあってですね、様子も分からないし、ちょっとこれ分かりますかね、このところにですね鎖がかけてあって車両は入れないようになっているんですね。それで見せるための文化財ではないのかなと思ったわけですけども。こういう古窯跡をですね町で利用といいますか、観光目的等で利用されるという計画はありますでしょうか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕窯業の町らしい独特な遺跡となります窯跡につきましては、見学を希望される方も少なくはありませんが、大半は私有地に所在しておりまして、近年では盗掘対策等も強化されていることから一般の方々が近づきにくくなっているのは確かです。ただし、大半の窯跡には現地に標柱や説明板を設けて見学の便を図っているところもあり、民俗資料館のホームページや紙の文化財マップでも各窯跡の概要を掲載しているところです。また公有地化されている場所につきましては草刈り清掃等を行って見学しやすい環境に努めており、特に唯一整備を行っている天狗谷窯跡につきましては毎月草刈り清掃等を行っております。今後さらに積極的に観光等に活用していくには、大々的にはなくともある程度は様々な形で整備した窯跡を増やし各種観光コースの中に組み込む必要はあるかと思えます。こうして窯跡を観光ルートに組み込むことなどによって有田らしさや窯業の伝統を肌で感じて頂くことができるかと思っております。以上です。

〔4番 樋渡徹君〕専門用語で「物原」という事だと思うんですけど。「物原」と呼ばれる場所がですね以前といいますか、バブル時期ですね、バブル時期は東京あたりから人が何ていうか発掘してですね、近く、たまたま見学に行ったときに近所の人がいらっしゃったんですけど、話をお聞きしたらですね、そういうふうにして、なんていうですか「物原」に捨ててあったと言ったら、失礼かもわかりませんが、そういうのを拾ってきてこれは持って帰っていいんでしょうかというふうに聞かれたりですねしたそうです。その時、その方は「よかでしょう」ということで、返事をしたということですけど。その後、法整備のためか盗掘に、盗掘の被害によく遭ってたそうですけども、最近はそのようなことはもうなくなったそうです。代わりにイノシシによって荒らされて陶片が露出状態になっているという場所があるんですけど、そこを実際に見せて頂いてたん

ですが、この写真のようにですね陶片が露出しておりました。それでここちょっと見て頂くとイノシシ除けの柵がしてあるわけですけど、この柵の向こう側がですね「物原」がある場所なんですけど、イノシシが手前の方に来れないもんだからその網の向こう側で、なんていいますか、食べ物を探す目的かどうか分かりませんが、ほじくり返している状態でありました。こんな感じですね。それでこういう場所をこのまま対策なしに放っておかれるのか、あるいは対策をした方がよいと考えられるかその辺りはいかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕窯跡の大半が私有地となっております、私有地の場合、なんらかの要因によって土地が荒らされた場合でも所有者の責任ということが原則となっております。それは古窯跡の所在する場所であっても違いはないんですけども、ただ、文化財保護の観点からですね遺跡のさらなる破壊が危惧される場合などはですね町が関与するケースは考えられます。毎月文化財のパトロールを行って頂いておりますので、イノシシ被害などの事例が特に目立つ箇所等があれば地権者の同意等を得ながら電気柵などの設置も検討する必要があるのかと思っております。

〔4番 樋渡徹君〕⑤番にいきたいと思いますが、監視、今仰ったですね、盗掘の監視とかを委嘱されている人員は何人かは把握されていらっしゃいますか。また、西地区と東地区は別管理となっているのかをお尋ねいたします。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕県の方が文化財保護指導員として文化財のパトロールを委嘱している方が有田町では4名いらっしゃいます。その中の3名が窯跡の担当者となっており、1名が西地区、2名が東地区の担当となっております。ただし、県で委嘱されておりますので原則的に町には報告等は上がってきません。そのため町単独でも1名委嘱しており、西東の区別なくパトロールして頂きまして毎月報告書を提出して頂いております。

〔4番 樋渡徹君〕この監視員の方たちの人選には、人選というか、推薦かわかりませんが、町は関わっていらっしゃいますか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕町がお願いしておりますパトロールにつきましては町の方で人選を行いますが、県の文化財保護指導員につきましては、県の方で対応されておりますので町の方では人選には関わってはおおりません。

〔4番 樋渡徹君〕盗掘はですね無くなっていると仰っているんですけど、先ほど申し上げたように

85歳という高齢なわけですね。それで代わってほしいと言われているので、高齢による委嘱者の交代を検討すべき時期に来ているのではないかと思います、この辺りはいかがですか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕確かに県で委嘱されている方にはご高齢の方もいらっしゃいます。県の方で考えられることですので県の方に要望とかはされていらっしゃるのでしょうかね。

〔4番 樋渡徹君〕いやそれは分かりません。

〔多賀文化財課長〕町がその方の交代をする立場にはございません。町が委嘱した方につきましては現状では年齢的には問題のない方がしていらっしゃいまして、その方も辞退の申出等があれば考えないといけません、町で委嘱している方は歴史に興味をお持ちで各窯跡の場所を熟知していらっしゃる方ですので、そういう方も早々候補になる方もいらっしゃらないので県の方にご相談された方がいいのではないかと考えております。

〔4番 樋渡徹君〕独り言を言っているだけではダメだということですね、正式に代えてくださいと言わないということにはダメということですね。歴史民俗協力隊っていらっしゃいますね。こういう方々に応援をお願いをするということは可能ですか。

〔松尾文則議長〕文化財課長。

〔多賀文化財課長〕歴史民俗協力隊の方を言っているのでしょうか。

〔4番 樋渡徹君〕違いますか？質問がおかしいですか？

〔多賀文化財課長〕そういったことを投げかけたことがないのでどうなのかということにはちょっとここでは返答できません。

〔4番 樋渡徹君〕西地区には郷土史研究会という会が作られてですね、毎月勉強会をされているんですけど、その中で誰かに代わってもらいたいなと思ってですね皆さんが高齢なもので次の方になかなか引き継げないんだよねっということを仰っていたもんで、若い方を探すにはなんか方法がありますでしょうかね。まあちょっと通告してなかったんで申し訳ないんですけども。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕議員が今ご指摘の件はやはり県がグリップされていることですので、我々町としてはどうしても対応ができません。県の文化財とか、担当している課にはそういったご高齢の方の指名をされて本人さんがちょっと大変そうなんだということは我々も町としてご報告はできますのでそういったところで改善をしていきたいと思っておりますし、我々町が今からそういうこの監視員さんだけではなくてやはり高齢の方にはそういった委嘱をする時にはそういう年齢のこととか健康の

ことも重々配慮しながら検討していきたいと思っておりますので、今回のご質問の趣旨として理解して我々も肝に銘じてやっていきたいと思っております。

〔4番 樋渡徹君〕先ほどの答弁で一部有田らしいところを見せるために観光にも利用したいというお話もありましたけど、そういうことだったらぜひ町の方でも後押しをして頂きたいと思っております。2番目の新型コロナワクチンの接種についての項目に移りたいと思っております。75歳以上の接種予約がですね4月19日に開始されたわけですけども、予約の電話が殺到して繋がらない状況等なつたと聞いております。Webでの予約も可能であったが、まずはこの高齢者の方から予約が始まったわけで、高齢者はインターネットやスマートフォンでの操作には問題があったんじゃないかと思っております。私も商売柄でですね10数名の予約のサポートをすることになったわけですけども。こういう佐賀県の多久市ですね、多久市は有田よりも遅れて5月の6日が予約開始日であったんですね。その方は新聞の報道とかを見られていて、どこの市町もなかなか電話が通じないということに対してなんか自分は接種を早くしたいという希望があられたと思うんですけど、それで多久からわざわざ私のところの家に見えられてですねインターネットで予約してもらいたいということで来られたわけですね。それで気になった点といいますか、ありましたのでちょっと質問したいと思うんですが、有田町の場合はですね接種券番号と生年月日を入力してから認証というところをボタンを押すわけですけど、ここを押すとその後氏名、それからフリガナですね、生年月日は最初に入れるから自動的に出てきますが、あと性別とか郵便番号とか住所を入れるような、あと電話番号とか携帯番号、メールアドレスですね、そういうところを入力しないといけないんですけども、一つまず問題があったのがですねフリガナのところです。フリガナはカタカナなんですけど、皆さんご存じのように全角と半角がございますね。そこを全角で入れないと確か認識しなかったと思うんです。それで多久市の場合はですね認証されると接種券番号と生年月日から本人確認ができるわけで本人情報はもう確認だけに移行してですね、予約が簡単に終了するようなシステムとなっております。それでまず質問ですけども、Webでの予約システムは市町ごとに契約といいますか、業者との契約が異なっているようなシステムになっているんでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕はいお答えします。まず、ご質問のお答えになりますと市町ごとにシステムは各々契約しております。有田町のシステムにつきましてちょっとお話ししますと、有田町のワクチン接種予約システムにつきましては、町単独でシステム開発を行うには時間的余裕がなく開発費

も高額となりますので民間のクラウドサービスを利用しております。システムの選定につきましては、医療関係の予約システムの実績があり3月時点で町の要求する資料を満たしていた業者のシステムを選定しております。

〔4番 樋渡徹君〕電話が混んだという理由っていいですかね。電話申し込みは私はちょっと手伝っていないので分からないんですけども、電話をこちら側で受けておられる方はインターネットの画面を見ながら電話でお聞きしたことを入力しながら対応されているわけでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕そのとおりで、インターネット画面を開きましてまずそちらに映して頂いております接種券番号と生年月日を確認してそれで認証をして、その後先ほどお話ししましたように有田町のシステムにつきましては自動でお名前とかが出てまいりませんのでお名前等をお聞きして、そこで個人情報を登録してその後予約という形、流れになっております。

〔4番 樋渡徹君〕一つお尋ねですけど、電話予約とネット予約の比率はお分かりになりますか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕すみませんちょっと比率は出しておりませんが、例えば今日から65歳から69歳のご予約を開始したところですけども、本日の状況でいきますと、今日昼帰ったところ大体500件程もう予約が済んでおりました。電話につきましてはそこまで混雑しておりませんでしたので今の段階はかなりネットの方が多くなっていると思っています。

〔4番 樋渡徹君〕これからは若い世代から、若い世代の方に移るわけですからネット予約は増えると思いますけどね。高齢者でもスマホの用途というのは電話以外ではLINEによく慣れておられるんですね。LINEで申し込めたらよかったのかなと思うんですけども、このことについてLINEによる予約は今後検討されますか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕LINEを活用した予約システムにつきましても3月のシステム選定時には検討をいたしました。開発途中のものが多く、LINEの特性上、チャットボットタイプのシステムや、他のWebシステムのリンクを案内表示するシステムであったため、LINEアプリが入っていないと使えないシステムよりスマートフォンやパソコンなどの機種やOAに依存せず、インターネットが利用できれば使えるWebシステムの方が多くの皆様が簡単で使いやすいとの判断により現在のシステムを選定しております。また、同時期にLINE内の個人情報が委託先の中国企業からアクセスできる状態にあり、データを保存するサーバーも海外のサーバーを利用す

るなどの情報漏洩問題が発覚した点もLINEを利用しなかった理由の一つであります。現在運用しております予約システムにつきましては、非常に簡単で利用しやすいシステムであり、運用も容易であるためシステムが複雑化するLINEの利用については考えておりません。

〔4番 樋渡徹君〕国はLINEはこの用途で使われているLINEは情報が漏洩するとかそういう問題はないですよというふうな発表をしていましたね。電話予約何回電話を、電話しか使えない人の話ですけど何回電話しても予約が取れなかった高齢者がですね、自分がかかりつけのお医者さんに行かれた時にもう自分はコロナの接種はあきらめてコロッと死んでいっちゃくってというふうにお医者さんに言われたそうですけど、お医者さんは、いやコロナに罹ったらそがんコロッと死なるとよって1ヶ月ぐらい苦しんでその後に袋詰めされてそのまま火葬場に送られるとよってというような説得をされたという話を聞きましたですけどね。③～④に関係ありますけど、そういう方とか、あるいは寝たきりの方ですね、それから訪問接種はどうなさるのかなという点と、あと予約自体が分からない人、例えば電話の契約がもうない世帯とか、生活のサポートが必要な世帯などもあると思うんですけど、最終的にこういう方たちも接種をしてあげないといけないとは思うんですけど、なんかこういうふうにやったらいいのかっていうことは考えていらっしゃいますか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕それではまず1つ目の寝たきりの高齢者の方などの対応についてですけども、こちらにつきましては有田地区の医師会との協議の結果、基本的にはですけども介護をされる方に接種会場に連れてきて頂くようお願いをしております。しかしそれが難しい場合については主治医の先生、それから介護をされる方、それから健康福祉課が連携をいたしまして往診により接種を頂くことにしております。こちらについてはちょっと確認をしたところもう既に3件ほど往診をしているということで確認しております。それからもう1点ですけども、予約自体が分からない方の対応ですけども、こちらについては現在まで行っております対応をまずお話させていただきます。まず各地区の民生委員さんに各地区での見守り活動等の中でご自身では予約はできないのではないかと気になる方がいらっしゃったらお声かけや予約のお手伝い等を頂くようお願いをしております。また防災無線の方で予約の方法が分からない方は福祉保健センターの窓口で予約のお手伝いをしますのでお越しく下さいと呼びかけをさせて頂いております。今のところこのような対応ですが、他にも有効な手立てがあれば行っていきたいと思っております。

〔4番 樋渡徹君〕はいありがとうございます。以前2番議員さんからも質問あったと思うんですけど

ど職域接種の件についてですね。今日の報道ですけど政府が新型コロナウイルスのワクチン接種を巡り、企業の職場などで行う職域接種について高齢者向け1回目の接種の進展状況を踏まえ6月21日にも開始する予定で調整しているという報道があったんですけど、この職域接種には産業医などが社内診療所で実施する場合、それから外部の委託機関が会議室などで実施する場合、それから外部の提唱先の医療機関で実施するという3パターンを想定しているそうです。従業員の住所と職場の所在地が異なることも多いわけですが、従業員が住む自治体が接種券を発行する前に職域接種を望むケースも想定されるため、市区町村が接種券を発行する高齢者接種の仕組みとは別の方法で対応する可能性もあるということでした。従業員の家族もですね対象に含める方向だということですけど、一気に進めると混乱が生じかねないため企業内での優先順位を決める必要が出てきそうだなというそういう記事がありました。こういうことで町の関係機関もなんか政府が方針をちゃんと最初から決めないでこういうふうになんか出してくるので大変だと思うんですけども、一応皆さん接種しないといけないと思いますのでご苦勞様ですけどもよろしくお願いたします。次に大きな3番目で、社会奉仕に関する教育ということで、私が所属している奉仕団体でですねヘアドネーションの話を4月の後半ぐらいに聞いたんですけど、その後ですね鳥栖市の田代中の1年生の生徒が、小学校の5年生の時から小児がんなどで頭髪を失った子供らに無償で医療用ウィッグ、かつらですね。かつらを送るヘアドネーションに取り組んでいるという新聞報道がありました。今年中学校への入学であったんですけども、まだ規定の長さには達していなくて、これ32センチ以上ないといけないという規則があるみたいですけど。中学入学前に学校に事情を説明し髪を切らずに入学できて学校側も周囲の生徒に理解を促しサポートしているというふうにありました。かえって中学校の生徒よりも周りの大人がですねその男の子に対して娘さんとはかですね、男性の格好が好きな女性と間違われたりすることが多かったそうです。それでちょっと質問ですけども町内の6校では男子児童、すみません、男子児童の生徒の髪の規定はあるのでしょうか。またヘアドネーションの目的で男の子が髪を伸ばしていた場合、いじめの対象になるような雰囲気はないかどうかちょっとお尋ねをいたします。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 髪の高さとかについての明確な規定をしているということはないと思います。以前は私たちは中学生は丸坊主とかですねそういう髪型でおりましたけど、今は特定の髪形にしろというのはないというふうに思います。6校の子どもたちの中にヘアドネーションのような形の子どもさん達は現在いらっしやらないというふうに思います。今回のこの鳥栖の事案ではき

ちっと子どもさんがヘアドネーションをするという強い意志を持っておられますし、また親さんも学校の方にきちんと説明をして学校側も同級生や上級生に説明をされておられますので、そういう形でいじめに繋がるような雰囲気はないと、なかったというふうに私は認識しておりますし、だからこうふうなきちっと対応をすればいじめにつながるようなことはないのではないかとこのように思っております。

〔4番 樋渡徹君〕次にですね、学校での社会奉仕に関する事で町内では各集落ごとに防災目的の意味を含めて川とか溝とかの整備等も行われておりますが、子どもたちも大人と協力しての活動も意味があるのではないかと思っております。川掃除に限りませんが学校での社会奉仕に関する教育は実施されているのでしょうか。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕小学校も中学校も学習指導要領というものがございまして、その両方ともにボランティア活動とかしっかりと執り行うようにというふうに明示をされております。具体的に申せば中学校では陶器市の時に、2年間中止になりましたけど、実施されている時にはゴミ拾いを中学生がするとか、あるいは地域では瓶の回収とかそういうのをしたりというのがありますし、小学生辺りでは施設等に慰問といいますか一緒にお年寄りの方と時間を共有するというふうなことで、何かを作って持っていくとかそういうふうなことも実施をしております。なかなかコロナの時代でそういうのがしにくい状況ではありますけど、また落ち着いたらそういったこともしっかりと取り入れて子どもたちがやはり自主的に社会に貢献するような形になるように私たちは指導をしていかなければいけないというふうに思っております。

〔4番 樋渡徹君〕子どもたちだけでやるということではなくて、学校の教育の問題とあまり関係ないかもしれませんが例えば先ほど申したような川掃除とか溝掃除とかそういう作業を大人に混じってするときに、大人の方がそこを整備しておかないと大雨の時に水がこういうふうに溢れるとかですね、そういうことをあるいはこのように危険なんだよというようなことを教えられると思うからですね、そういうことが重要ではないのかなというふうに私はちょっと思ったんですけども。

〔松尾文則議長〕教育長。

〔栗山教育長〕議員さんが仰られるとおりだと私も思います。学校教育、家庭教育、地域の教育というふうにあると思いますけど。子どもたちが学校でも長く時間を過ごしますが、地域でやはり育てて頂くという面も大きくあると思いますので、やはり大人の方と一緒にそういう活動を行う

時にいろんなことを学びとっていくというふうに思いますし、家庭でも保護者の方がいろんなことにおいて地域の行事とかそういったことの意義等もお知らせ頂くことによって子どもたちはまた地域に貢献していくというような気持ちも育っていくと思いますので、学校教育と合わせて活動をそういった子どもたちにさせていくことが必要だというふうに感じます。

〔4番 樋渡徹君〕最近では親が子供に熱湯をかけたとかですね、そういうなんか自分が感じて空恐ろしいような事件も起きているみたいですけどそういうことを考えたときにどうしてそういう大人になっちゃったのかなって思ったりするんですけどね、やっぱり小学校、中学校辺りでの教育は重要じゃないかといつも思ってるわけですので、そういう質問をしてみました。これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔松尾文則議長〕4番議員 樋渡徹君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開13時50分とします。

【休憩13：40】

【再開13：50】

〔松尾文則議長〕再開します。1番議員 諸隈洋介君。

〔1番 諸隈洋介君〕ただ今、議長の許可を得ましたので1番議員 諸隈洋介、通告に従い質問をいたします。私の方からは4項目。1番、ふるさと納税の税率を上げるために実行された改善点の具体策の進捗。2番、新過疎法が制定された今後の計画。3番、町民の気持ちに寄り添った保育園の運営は。4番、コロナワクチン接種予約の不備の検証と対策ということで、先ほどの質問に重複しないように質問をしていきたいというふうに思います。まず1番最初にふるさと納税の税率を上げるために実行された改善点の具体策の進捗はということで、これは3月議会の折に6月にも質問をいたしますので進捗があればご報告頂きたいというふうに申し上げましたので、税率に繋がるアップにつながる改善策は協議されたのでしょうか質問をいたします。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕協議の内容についてご紹介したいと思います。令和3年の3月に商工会議所、まちづくり公社と会議をもっております。有田町ふるさと納税の活性化計画と題して、有田町商工会議所、まちづくり公社の3社で協議を行っております。現状と問題点についてご報告いたします。納税額は伸びておりますが波佐見町との比較した場合にはまだまだ改善の余地があると。2番目に返礼品の画像レベルがちょっと低いというところと、3番目にサイトの作り込みにもっと踏み

込める余地がある、使いやすさとか見た目というところです。4番目に返礼品の数についてももっと多ければ納税額と参加事業所の売り上げも伸びるのではないかという意見が出ております。5番目に波佐見町と比べると金額が若干高く感じられるといった意見が出ました。またこのような問題点を克服するために商工会議所の方で専門家集団を組織し問題の克服を図っていくこととなりました。また具体策としまして1番目に返礼品の開発、返礼品選定のアドバイス、返礼品の撮影、スタイリング画像加工、5番目に事業者の開拓、6番目にWebデザイン、7番目にサイトの最適化などが上げられました。商工会議所内に有田町ふるさと納税活性化事業スタートアップ会議を先月立ち上げられ、定期的に会議開催を予定しておるところでございます。また、商工会議所内で、ふるさと納税専用ダイヤルを設置され処理の迅速化に期待をしているところがございます。有田町として今議会の補正予算案件としまして、雑誌、新聞等の広告費の増額をお願いしているところがございます。以上です。

〔1番 諸隈洋介君〕3ヶ月で進捗がかなりあったということで、それは評価したいというふうに思っています。ただですね、ふるさと納税で約9割を占めるというものが有田焼になるわけですが。基本理念として参加業者が売りたいものというよりも売れるもの。つまりは寄付額、納税額が上がるような返礼品の組み立て方が必要だと思いますし、もう一つはですね窯元、商社等きちんと話し合いをもっているようなバッティング等トラブルが起きないように指導をするという立場にある商工会議所がその力量を今問われているというふうに思いますので、その辺の指導の方も総務課辺りからこれは業務を委託している元になりますのでそういったことをやっているのかということが一つ。それと寄付を頂いている方への対応等のトラブルを解決をすることがファンを増やすという方法に繋がると思う。そういうこともあるので多方面のサポートが必要というふうに思います。その辺そもそも参加にあたってエントリーの基準がフェアじゃないんじゃないかという意見もあるのでその辺については総務課としてはどういう見解でしょうか。

〔松尾文則議長〕総務課長。

〔木寺総務課長〕議員が仰られましたその辺りにつきまして、商工会議所の方とも定期的な会議を持ちますのでその中で協議を図っていきたいと思っております。以上です。

〔1番 諸隈洋介君〕その辺の指導の方もですね是非きちっとやってトラブルがないような方向で結局はそういうことが税収アップにもつながるし、参加事業者の活性化等も含めていい方向に進むんじゃないかというふうに思います。機会の公平というものは当然であり、その辺を商工会議所、総務課がきちんと話し合って運営をグリップ、管理するということが当然だというふうに思いま

すのでその辺はしっかりやって頂きたいというふうに思います。2番目になりますが次回契約公開、契約の更新が来る前に選定の方法等を変更する予定はあるのでしょうか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 多数の業者がより安価に、より高品質のサービスを提示して公平な立場で競い合うことは業者選定には必要なことと思っております。今後税込アップに向けた業者の取り組み等の実績等を踏まえながら総合的に判断してまいりたいと思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕 是非その辺もきちんとよろしくお願いをしたいというふうに思いますが、最近です。近隣の業者だけではなくて、ふるさと納税の業務業者九州のトップの会社等もですね。いろんな自治体での納税をアップしたという取り組みの実績。そういうものを提案してアピールして営業に努めているというふうにお聞きします。その今かなり納税を増やしているというそういう業者はですね。共通する点として町のプロモーションも上手だということがあるわけですね。今後委託先の選定についてはプロポーザルの方式によるコンペだというふうに思いますが、その時に選定するには有田の選ぶ側、例えば役場、商工会議所等にそういうものを選ぶ高い知識やスキルというものが要だというふうに思いますし、そういう部分が欠けているのであれば第三者のような、第三者委員のような人に頼むということも必要じゃないかというふうに思います。その場合もですね。公平性、公正性というものを持った上でそのスキルを持った方を探すというのは選定委員に入れるというのは重要だと思いますが。なかなかこれも大変なことだと思いますがその点についてはいかがですか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 第三者の方の参加ということ、それを踏まえまして今後それも選択肢の一つとして取り上げていきたいとは思っています。

〔1番 諸隈洋介君〕 是非よろしくお願いをしたいというふうに思います。それではスライドの方、スライド1をご覧ください。これは有田小学校のシードマイヤーというピアノになります。前回ですね、すみません、もう一つですね、ちょっと戻ります。すみません。自治体でふるさと納税を維持運営するところも最近増えてきているということですが、有田町として自主運営ということを考えているのでしょうか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 自主運営ということもございまして、我々のところではまずは業者の委託をしながら自主運営ができるかその辺りもまた探る必要はあろうかとは思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕はい承知しました。すいません、ちょっと飛びましたが3番目になります。ガバメントクラウドファンディングの活用の検討はということで、3月議会の折、町長はガバメントクラウドファンディングについて是非取り組みたいという意向があるという答弁でありました。自治体が返礼品でなくて地域を応援して頂けるプロジェクトなど自治体自ら抱える課題解決の事業を示して、課題解決に寄付者の意思を反映させることにつながるという制度だというふうで紹介しました。応援したいプロジェクトの進捗具合を確認するために現地を訪れる人もおられるということで、まだこれたくさんやっている訳ではないと思いますが、持続的な寄付者と自治体の関係性を築くこともできるということで、有田の宣伝プロモーションには有効な手段だというふうに思いますので、それでこのスライドになりますが、これは有田小学校に所蔵されておりますシードマイヤー製のアップライト型ピアノ。1926年6月13日に搬入されたということで、約95年前のピアノであります。これ音は出ますが、この辺りですね、どこか鍵盤が壊れているところもあって出ない音もあると。これは修復に大体160万円からきれいに整えまですると約300万円ぐらいかかるんじゃないかということが言われています。有田小学校はおそらく佐賀県内でも一番古い学校で、明治4年に開かれた白川小学校がルーツであります。我が国初の近代教育制度学制というものが公布されるもう1年前にあったと。明治5年に白川小学校として開校されて今年で150周年を迎える伝統校であります。今回この150周年を迎えるにあたってですね150周年事業が企画をされております。PTAが中心となって地域の方を巻き込んでですね、この伝説の名品を修復して、その音を子どもたちや有田の町民に何とかしてぜひ聴かせたいという思いがあります。100年を経た、まさに文化の香りと有田の教育の歴史そのものですし、そのことを長く伝えることは非常に大切なのかなというふうに思います。私自身も有田小学校の卒業生なので思いは同じであります。当時の保護者や地域の方が熱い思いがあってこのピアノを輸入したということに頭が下がります。当時ですね家1軒分だったという金額だというふうに言われてますので、今の金額に置き換えればおそらく2,000万円相当のピアノだというふうに思います。その思いをですね受け継いで修理して長く大切に使うことというのは、有田の歴史と文化を学ぶには、学ぶ教育にはいい題材だというふうに思いますし、こういった地域を応援して頂けるプロジェクトとして有田町のガバメントクラウドファンディングの第一弾として取り組めないのかなというふうに思っているわけです。こういうことをやるということは税というふるさと納税を学ぶことにもなりますし、そこからふるさとを見つめ直すという教育にもつながるといふふうに思いますので、この点をまず教育長から教育的な観点で今の税を学ぶことを含めてこ

のピアノの修復についてはいかがお考えか一言。

〔松尾文則議長〕 教育長。

〔栗山教育長〕 議員さんが仰られたように約95年前にですね有田駅から台車で運ばれたというふうな当時の人が書かれたものが残っておりますし、大体100周年記念館にこれはあったものなんですけど、100周年記念館を取り壊した時にどこに置こうかといった時に今のところに置いているわけなんですけど。本来ならば玄関の入り口辺りにでも置いて子どもたちが駅ピアノみたいに弾くとかですね、そういうふうな形になればいいなという思いは私も思います。金額が約300万円というふうなお話のなかで、何か工夫をしないと早々この300万円を確保することは難しいだろうというふうに思いますし、やはり伝統ある有田小学校の中でこういうピアノを引き継いでいくということはまた素晴らしいことだと思いますので、是非何らかの工夫をしながら保存をして子どもたちがこれに触ったり音を出したりするような場ができればいいなという思いは持っております。

〔1番 諸隈洋介君〕 ありがとうございます。町長の見解はいかがですか。

〔松尾文則議長〕 総務課長。

〔木寺総務課長〕 ガバメントクラウドファンディングとはということでちょっと説明をしていきたくと思います。自治体が実施する計画を立てて予算計上し、その財源としてふるさと納税による寄付金を充てるため前提として事業をしないことはありません。寄付者からすれば寄付金が応援したい事業や活動へ充当されるためより安心して寄付できる仕組みとなっております。以上です。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、議員が仰られたとおりガバメントクラウドファンディングに関して、やはり私も積極的に進めていきたいなと思っております。今回の150周年有田小学校の件でシードマイヤーの修理というところも上がっております。シードマイヤーを買われた経緯はやはり当時のクラウドファンディングではございませんが、有田の子どもたちに素晴らしい音楽を聴かせたいという思いがあったと思いますので、そういった思いを受けてガバメントクラウドファンディングでその思いを伝えてご寄付を頂けるような形を取っていきたくなと思っております。やはりこのシードマイヤーだけの修復だとインパクトも少ないですのでそういったほかの何個か2~3個合わせたような形でガバメントクラウドファンディングを打てればと思っております。150年の中でPTAさんが一生懸命やられてますので、そこにサポートしていけるようにやっていければなと

思っております。新品のアップライトを今ピアノを購入するとまあ大体で50万円というところが約3倍の修理がかかるということですので、そういったところも含めてしっかりとPTAさんの方と頑張ってもらいながら我々行政としてもやって、ガバメントクラウドファンディングでやっていきたいなと思っております。やはりこういうクラウドファンディングに関しては、やはり当事者の熱い思いが必要だと思いますので、そういったところもしっかりと謳っていきながらガバメントクラウドファンディングを成功して是非有田の、有田小学校の子どもに限らず子どもたちにこのシードマイヤーの響きを聴いて頂ければなと思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕はいありがとうございます。今年、こういう事業を立ち上げて4年後ですか、ピアノが来てから100年を迎える節目にですねお披露目とかコンサートをそういう形でもいいというふうに思います。先ほど町長の方からも金額が金額なので簡単にはいかないという答弁ありましたがまさにそのとおりであります、そういう機運を高めてこういう古い物を大切にするという文化を育てて頂ければいいなというふうに思い、その点を町長、教育長に強くお願いを申し上げて次の質問に移りたいというふうに思います。2番目の質問です。新過疎法が制定されましたが今後の計画はということで。令和3年4月1日に第5次となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され過疎地域に指定をされました。市町計画にはどのような事業を盛り込むという今の時点での計画があるのでしょうか。

〔松尾文則議長〕まちづくり課長。

〔木寺まちづくり課長〕令和3年4月1日から施行された第5次の新過疎法についてですけれども。旧有田地域が過疎の指定を一部過疎ということで有田町が受けました。様々な支援を受けるために計画、今から策定します過疎計画の中にいろいろな事業を盛り込んでいくこととなります。過疎債の活用はもちろんですけれども、その他国庫補助金の嵩上げ等にも活用する支援メニューが用意されておりますので、現在予定しておりますのは、毎年策定しております中期財政計画の中から東地区に該当するような事業をピックアップしていくというのはもちろんですけれども、今後過疎計画は令和3年から令和7年までの5年間の計画として策定しますので、その中で過疎債等の活用が考えられるものを盛り込んでいくこととなります。この計画に上げていないと支援が受けられないというふうなところがありますのでいくらかは幅広く事業を盛り込んでいくことにはなろうかと思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕スライドに今ここ、このスライドになんですけど、写真の札の辻地区から幸平それからその上の上幸平、泉山地区の写真ですが、この写真を撮るにあたってこの辺を散策した

ところですね、非常に空き家になるスピードが速いという感じが否めない。これからさつき課長が答弁しましたように特別措置法の中にですね財政措置、例えば国の負担または補助の割合の特例、教育施設、公立小中学校統合に伴うもの、通常が2分の1が特例で10分の5.5といったものや、あるいは児童福祉施設、これ保育所にもと書いてありましたが通常2分の1が同じく10分の5.5と。消防施設、防火水槽等などは3分の1から10分の5.5になると。他にも行政措置や税制措置等があり、過疎化地域における施設の整備や地域の医療の確保等、集落の維持活性化等に必要な経費等については地方財政法に定める場合以外の経費についても過疎対策事業債をもってその財源にすることができるということもありますので、あと財政負担を軽減するため元利償還金の7割が後の年度に交付税措置されるというふうになっておりというようなことも書いてありましたので、市町村は残り3割を負担すればよいということも書いてありました。この辺りを使って是非計画の方を過疎に指定されるというのは非常にショックでもありますが、その現実を受け止めてどうこの過疎地域を活性化していくかということにつながるといいますのでその辺はよろしくお願ひしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕今回、過疎の指定を受けました。今、議員さんが仰ったようにやはり過疎というイメージ的にはちょっとマイナス的な言葉があるんですけど。世の中の自治体半分以上が過疎の指定を受けていますので、我々はこの新たに過疎の指定を受けましたので、そこを活かすべくやっていきたいなと思っております。昨日、佐賀県の過疎地域自立促進会議ということで過疎の指定を受けた11市町の首長はじめ担当部長、課長さんが集まったの協議会もありまして、私も初会合でしたので参加してまいりました。各自治体の首長さんとも情報交換しながら各担当も情報交換しながら有田町らしい過疎の今補助面に仰られたとおりのことがありますので、そういったところを活用してこの10年間でしっかりと次のステップに向けた弾みができるような取り組みはやっていきたいと思っておりますし、また議員さん達からもいろんなご助言を頂きながら積極的に活用していきたいと思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕それでは次の質問に移りたいと思っております。3番目の質問です。町民の気持ちに寄り添った保育園の運営はということで、これは3月議会の折にもいろんな保育園の件に関してはたくさんいろんな意見が出ましたが、例えばですね、保育園の民営化というものは手段ではあるけれども目的ではないということだというふうに思っております。町として子どもの保育、あるいは教育というものをどう行うか、明確なビジョンを示した上でですね、その中でどういう計画があ

るのかということをお知らせするというのが順序じゃないかなと思いますが、今なんか具体的な計画というものはあるんでしょうか。

〔松尾文則議長〕 子育て支援課長。

〔川原子育て支援課長〕 それではまず現状の状況をご説明いたします。現在町内には教育と保育を行う3箇所の幼保連携型認定こども園、それから保育を行う1箇所の保育所型認定こども園及び4箇所の保育園、それから事業所内保育所の1園がありますが、それぞれに教育と保育の特色をもって運営を頂いているところです。保護者の皆さんには各家庭の状況または児童に合った施設を選んで利用を頂いています。昨今共働き世帯の増加やシフト制または非正規雇用など就労形態の多様化、それから核家族の増加による育児支援者の減に伴う子育ての孤立化、子育てをめぐる環境は大きく変化をしていると考えています。また、ひとり親家庭の増加や障害を持つ児童や発達支援を必要とする児童の増加、児童虐待への対応などそれぞれの施策への取り組みの強化も必要とされていると考えています。これらに対応しながら安心して子育てができる環境を整えていくためには地域、行政、民間が共同で担っていく必要があると考えています。町は今後も教育保育の受け皿を確保しながら、その上で児童の発達支援と保護者の支援、また病後児保育等での保護者の生活支援を含めた施策を実施していきたいと考えています。

〔1番 諸隈洋介君〕 いずれにしろですね時間をかけて町民の理解を含めて時間をかけて、これこそオール、町長がいつも言うオール有田で保育、それからその次の教育にバトンを渡すためにしっかりとした体制でやっていってほしいというふうに思いますし、町長はその旗振り役として是非頑張ってもらいたいと思います。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 議員ご指摘のとおり、やはり今回ですね、この保育園の民営化が手段であって目的ではないとご指摘されてますけども。目的というのがなんか町民さんの方に伝わってしまったので、あくまでも我々も本当に民営化手段であって、仰られるように保育があって次教育があると思っておりますのでそこら辺の説明が少し足りないと思っておりますので、今現在保護者の方にも説明会、この間理事会参加させて頂いて、また来週もう一度説明会をやって、そうやってずっとご理解頂けるように我々もしっかりと動いていきたいと思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕 是非ですね、そういう拙速にすると反発だけが強まると思うので時間をかけてぜひ進めていって良い保育を目指しですねそのビジョンに向かって進んでいってほしいということをお願いして、次の質問に移りたいというふうに思います。4番目の質問です。コロナワクチ

ンの接種予約の不備の検証と対策はということで。先ほど4番議員の方からも質問があったので、私の方からは今回のコロナワクチン接種の予約で多少の混乱はあったと。シミュレーションの不備など不備の検証を踏まえて、これから数ヶ月かかる全町民のワクチン接種の備えというものは大丈夫なんでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕お答えします。まずですね、ワクチンのご予約につきましては、まず75歳以上の方分を4月19日月曜より開始をいたしました。その時の予約体制につきましては、電話受付についてはコールセンターにおいて電話4回線で対応し、またインターネットでも受付を行ったところですが、しかし議員ご指摘のとおり1日目と2日目は電話がつながりにくい状態になり、町民の皆様には大変ご迷惑をおかけし申し訳なく思っております。このため対応策を検討したところですが、その結果としましては、まず電話回線を6回線に増やしました。それから福祉保健センターロビーにインターネット受付用のパソコンを3台設置し、窓口に予約に来られた方の予約のお手伝いをする事といたしました。このようにしましても新たな年代の方の予約が開始される日の朝は一斉に電話をされるため、電話が繋がりにくくなりますが、電話が繋がりにくい時間帯が徐々に短くなってきている状況ではあります。それからこれからの体制についてですけども、本日以降の予約についてご説明をさせていただきます。本日6月1日より、65歳から69歳の方のご予約の受付を開始しております。その後につきましては、こちらはまだ日にちは決定しておりませんが、次の優先順位である基礎疾患がある方、それから高齢者施設等の従事者の方、それから65歳未満の方に6月中旬頃一斉に接種券を送付することとしております。ご予約については、まず基礎疾患がある方及び高齢者施設等の従事者の方を行い、次に60歳から64歳の方と居宅介護サービス従事者及び障害者施設従事者の方、その次に60歳未満の方ですが、この方達も年齢区分を細分化することを検討しております。このことにより予約の混雑を緩和したいと考えております。接種の体制については、平日は町内10診療所と共立病院での個別接種、土日は福祉保健センターと共立病院での集団接種を行い、ワクチンが計画通り供給されれば9月中旬に接種を希望される全町民の接種が完了する予定で進めております。これからまだ長丁場となりますが、医師会及び共立病院と十分に連携をしまして、また各課の協力も得て全町体制で最善を尽くしていきたいと思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕びっくりするぐらい順調に進んでいるという印象で質問内容がふっ飛びました。いい傾向だと思います。スライド4の方に私が先月ですね23日の日に自分の母を連れてワクチ

ンの接種に行ってきた時の写真であります。非常に思ったよりもスムーズに接種を受けることができました。まず行く日の11時20分に予約をしていましたが、朝から何時頃来ればいいのかという電話をしたところ、5分ぐらい前に入ってもらえばいいということで、10分ぐらい前に入って車で待機して、その時間に連れて行ったわけですが、まずは1階で看護師さんによる問診があって、2階に行ってお医者様による、2人のお医者様による問診を経てですね、スムーズにワクチン接種まで行き、そして20分ですか、経過措置を取って何のストレスも感じることもなく非常に無事に終わり安心したということでありました。こういう感じでやっていけば非常にスムーズに済むんじゃないかということでもあります。私が今日質問で申し上げたかったのは、やっぱりクラスターというものが一番怖いわけで。それは人が集まる場所、例えば学校、保育園あるいは介護施設、障害者施設等は人が集まる場所ですよね。そういうところの従事者、職員の方、教職員も含めてですね、それとかあるいはソーシャルワーカーといわれる消防署の職員、あるいは警察官とか接する可能性が高い人たちに是非優先的に接種をして頂きたいというふうに今日申し上げようと思いましたが、その予定であるということを知って非常に安心したところであります。私自身もこの写真のように母を抱えておりますので、介護施設等がクラスターが発生して通えなくなったら非常に社会生活、私の仕事にも影響するし家族にも影響及ぶということで、その辺を是非強くお願いをしたかったわけですが、そういう運びとなったということで非常に安心しております。昨日もですね、町も混乱してますが、国も非常に混乱して、一昨日の河野大臣のテレビの発言等を見ていると、首長が約束をすれば接種の順番等は各自治体でカスタマイズしていいというような発言もあつたりですね、非常に現場が混乱するような発言が多いので、そういうことを踏まえてそこを確認しようというふうに思いましたが、かなり進んでやっているということで、それは一安心だということになりますので、ただ先程課長が仰ったことをそのスケジュール等をですね今すごい安心できる情報を今仰ったわけなので、その辺を早めに情報を提供して頂くと町民の方も非常に安心するんじゃないかなというふうに思いますが、最後にどちらかありますか。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今、課長の方から説明あったようにワクチン接種に関しましては当町としては本当に医師会の協力を得て個別対応、集団接種対応、また集団接種に関しては共立病院の皆さんのご協力を得て本当に多くの数を対応できることが可能となりましたので9月末というスケジュールで今担当課の方と調整をしております。本当に共立病院の皆様、また本当に各医院のスタッフですね

本当に感謝しております。日曜日に実はズームの会議で河野太郎ワクチン接種担当大臣との講演
というか、質疑応答もあった会議を拝聴しまして、その中でもいろんな声が上がっておりまして、
仰られるように高齢者福祉とか、障害者の方とか、先生、保育園の先生とかいろんなお話も上が
ってます。そういうところでそういう政治的な判断もあって然るべきではないかというところ
でお話もありました。河野担当大臣もああいう方ですので、すごくガッツがあらわれてやれっ
ことなんですけど、それに対して厚労省がやはりしっかりと逆に順序を踏まなくちゃいけない
というところで、うちもどちらかという保健師さん達はしっかりと厚労省の方を見ながら順序立
ててスケジュールリングをされてますので、私は政治家としてやはり優先順位をとるところで今
指示を出しております。そういったところで本当にまず一番は町民の皆さんに早く、一日でも早
く打てることが大事だと思っておりますので、そういったところで本当に今順調にいておりま
す。でもいつ不測の事態でワクチンが来なくなるかもしれませんので、そういったところも私は
東京の方から情報を集めながら対応して、足元はしっかりと保健師さんたちを中心に健康福祉課
でやっていきたいと思っております。本当に一日でも早くワクチン接種を打てばリスクはかなり下がる
と思っておりますのでそこに邁進していきたいと思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕 今年の、先ほど課長、何月を終了の目途と仰いましたっけ？

〔松尾文則議長〕 健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕 これはあくまでもワクチンがですね私たちが要求した量が入ってくればという
前提ではございますけども、入ってまいりましたら9月いっぱい終わると思っております。

〔1番 諸隈洋介君〕 是非よろしくお願ひします。後半の今年、私も陶磁器業界におりますが、今年
の後半のひと月というものは本当に死活問題だというふうに思います。一日でも早くワクチン接
種が終わればそれだけ一日でも早く経済が回せるということにつながりますので、役場の皆さん
も非常に大変だと思いますが、ボランティアの方々にも敬意を表しますが、是非一日も早くワク
チン接種が終わることになるように是非頑張ってくださいということをお願いいたします。ありが
うございました。

〔松尾文則議長〕 1番議員 諸隈洋介君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開
14時40分とします。

【休憩 14 : 30】

【再開 14 : 40】

〔松尾文則議長〕再開します。15番議員 原田一宏君。

〔15番 原田一宏君〕議長より許可を得ましたので15番 原田一宏、通告に従い一般質問をさせていただきます。私はコロナ支援、そしてワクチン接種関連の2点についてお伺いいたします。先程の1番議員さん並びにその前の4番議員さんから同じような質問が出ておりますので重複しないように、または割愛させて頂いて質問を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。まず1番目、コロナ支援についてですが、その中の飲食業支援の状況。先般、令和3年1月21日から2月7日までの18日間の営業時間短縮、営業時間は5時から20時までで酒類の提供は11時から19時までに対する佐賀県時短要請協力金の交付、1店舗当たり72万円（1日4万円）に応じて、これに応じて町も独自の飲食業支援1万円の補助というものを行いました。予定では支援店舗数が予定では70軒程度、支援金額として18万掛ける70の1、260万円を予定しているとのことでしたが、3月議会の折は3月3日付で3件の申請と言われました。その後、実績はどうなったかまずお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕飲食店に対する営業時間短縮協力金の実績ですけれども、76店舗1,368万円となっております。それで5月31日までを申請期限としておりました。ただ郵送での場合は消印有効ということですので、ここ明日明後日ぐらい来るとしたらそのくらいまでかなと思っておりますので、もし来なかったら先程申しました76店舗1,368万円になるということでございます。

〔15番 原田一宏君〕その際の申請条件の1つとして、県の申請書類の提出義務付けということでございました。その書類の確認は町支援金申請時に行なわれていると思いますが、この件に関してですねこの時期ばかりではなく普段も閉めているお店もあるようだとの町民さんからの指摘に対し、町はあくまで県の申請書類が適正に提出されればOKという返答をされたとお聞きしましたがそれは確かでしょうか。

〔松尾文則議長〕商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕今仰られたように、町の協力金については佐賀県の協力金を受けていることが条件でありますのでその証明の提出を求めています。また町独自の確認については、基本的には県の証明書と申請者からの誓約書の提出を求めていますけれども、場合によっては電話等での確認を行っているというところでございます。

〔15番 原田一宏君〕今、次の私の質問の答えが出ましたけど、ちょっと読みますけども、そのこ

とに対し先程ご指摘された方がおかしいのではと疑問を呈されており、町独自の確認も必要だったのではと思った次第です。課長今言われましたけども電話等での確認も行ったということですが普段やっていたら問題ないんですけどもこういう時ばかり出てくるところもあると先程も言いましたように聞いておりますので、そこら辺は是非確認を確実なものにしてほしいと思います。ここに書いておりますけども県のやつがありますけども、この赤のところですね。応援金の不正受給は犯罪です。対象要件を満たしていないにもかかわらず偽って応援金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合には応援金を返還して頂くと共に申請者の情報を公表しますという注意書きもありますので、また今後こういう応援金とか次の施策があった時には確認作業というものは適切に行って欲しいと思いますがそこら辺は。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕 先ほど申しましたように、町としましては申請者からの誓約書の提出をお願いしております。その誓約書の内容については、先ほど議員が仰った県の書類にも記載されておりますけども申請内容に虚偽が判明した場合は協力金の返還等に応じますとか、あと発覚した場合は施設対象、施設名等の情報が公開されることに同意しますといったような内容での誓約書を取っておりますので、もしそういうことがありましたらそのような対応を取っていきたいというふうに思います。

〔15番 原田一宏君〕 よろしく申し上げます。それで2番目ですが、飲食店再時短要請に伴う飲食業の再支援はというところで、これ今、右側の方に2期の、第2期の佐賀県時短要請協力金という資料を出しておりますけども、県は売上に応じてこの再支援の概要を出しましたが、時短の要請期間は5月10日から5月23日までで、また5月29日の朝刊折り込みでは第3期の支援も打ち出しました。時短の要請期間は5月24日から5月31日までとなっております。ちょっと資料の関係で、枚数の関係でここには出しておりませんが県は2回目、3回目と支援を打っておりますが、果たして町はどうするのか、今後の、今回の補正の有田町飲食店応援キャンペーン事業2、100万円がその次の支援にあたるのかどうか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕 現状においては再度前回のような協力金という形での支援は行なわないことにしております。今回補正予算で上程している飲食店応援キャンペーン事業というのは、今後のコロナの状況によりまして町内飲食店での消費喚起を図るためのなんらかの支援事業を実施したい

とは考えております。そのための予算を今議会に上程をしているところです。事業内容については詳細はまだ具体的には決めておりませんが、今後のコロナの感染状況を見据えながら、例えば昨年度に実施しましたテイクアウトに対する割引支援とか、また例えばGOTOイートのようなプレミアム付きの支援とか、町民に対してもなんらかの特典があるような内容をできれば検討できたらなというふうには思っております。

〔15番 原田一宏君〕今、課長言われました昨年行われたイエニイヨウキャンペーンですけども、2割引きでしたかね。テイクアウトが。これ結構評判が良くて、議長と2人でもう一回お願いしますと町長にお願いしに行った経緯もございますけども、是非やはり町民の消費喚起につながるような策を行ってもらって、なおかつ飲食店にもプラスになるというものをここでこれをやりますと言われた方が一番わかりやすいんでしょうけども、そういうものを行って頂きたいと思いますが町長この件どのようにお考えですか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕やはり飲食店だけが苦しいわけではないのは重々分かっておりますが、やはり先般打ったこの支援に関してはやはり県がやるタイミングでやることによって効果が得られるという判断で対応いたしました。その後に関しましては課長が今申したとおりであります。現在のところどのようなことをやるのかというのがまだ不明確であります。やはり飲食店だけではなく町民の皆様にも利益というか満足して頂けるようなサービスを考えなくてはいけないかなと思っておりますので、そこはちょっといろいろと今から協議していきたいと思っております。

〔15番 原田一宏君〕是非よろしく願いいたします。続きまして、3番目、町支援金、法人10万円、個人7万円のやつですけども。有田町新型コロナウイルス感染症対策事業者持続化支援金というもので、6,810万円の予算で実質6,750万円の支援金となっておりますが、これは6月30日までの期間ということでしたが。現在の申請総数と承認件数というものはどうなっているか、また支援金額の合計というものが個別に法人がいくら個人がいくらとか分かりましたらお示し頂きたいと思いますが。

〔松尾文則議長〕商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕有田町事業者持続化支援事業については、5月27日現在で数字を出しておりますけども、5月27日現在でちょうど200件の申請があり200件を承認しているということですけども。ただ一方ですね14件が申請を受理したというか、申請を取り下げて頂いております。これはですね元々収入の減少率が10%未満であったこととか、既に飲食店の時短協力金

を受けられている方とか、基準に元々該当しなかったということで14件が申請の取り下げということになっております。現在では200件の申請があつております。法人に10万円、個人に7万円の交付金を支援金を出しているという状況でございます。

〔15番 原田一宏君〕金額等は分かりますでしょうか。

〔松尾文則議長〕商工観光課長。

〔鷲尾商工観光課長〕金額については先ほど200件ということでご説明しましたけども、ちょっとすみません、金額については今日時点での最新の数字が出ておりまして全体合計が1,777万円。1,777万円です。法人がそのうち内訳として、法人が1,070万円、個人が707万円、合計の1,777万円というふうになっております。これは208件分となっております。

〔15番 原田一宏君〕国はですね、ここにありますように一時給付金から月次給付金、県は売り上げ減の事業者向けに佐賀型中小事業者応援金を交付しましたが、結果的に県の場合、要件である売り上げ減50%が厳しかったとの反省から5月補正で応援金の売り上げ減少幅を50%から20%に緩和した案を可決したと発表がありました。そこでこの町の支援事業ですが先ほど言われましたように10%減、当初の基準として売上20%減とお聞きしましたが検討して頂いて10%減になりました。しかしこの真ん中ら辺の方に収入額には持続化給付金や雇用調整助成金など国、県、町などから各種新型コロナウイルス感染症対策に関する経済対策支援として給付を受けた収入を含めることとするという条件のためにですね、この先ほどは申請件数と承認件数が同じと言われましたが、まず申請する前にうちは対象になるのだろうかという問い合わせをして、いやなんですよと、この給付金が入っているので10%より超えます。減少幅も少なくなります。それとどうかしたら前年よりプラスになりますという方が多くあると聞き及んでおります。この先ほどの数字はあくまでも申請件数イコール承認件数と課長が言われまして、そうでしたけども。私が言いたいのは、この真ん中の網掛けのところですね各種給付金が雑収入に上がって決算上営業利益に含まれてきてそれがプラスになるところが多々あるということで、まず申請に行こうと思って会議所さん等に国とか県の申請と合わせて町の申請も聞きに行ったところ先ほど言ったようにちょっとはねられたということで、今回、国も50%、国が50%のままですが月ごとに申請できる月次支援金、県も先ほど申しましたように50%から20%への緩和した支援を行うということで、町は今のところ金額的に実質6,750万円のうちの1,777万円ということで3分の1にも満たっていない状況です。その予算に比べてですね。それで何かしらの基準の緩和は考えているのか、ある方はですね、町があつて県があつて国があると。国がやはり基準が厳

しいとか難しくなっていくのに逆じゃないかと。町が一番厳しいじゃないかと声高に言われた経緯もございます。だからそういうことを含めて町として例えばこれが半分も満たないような予算消化だったらその後どうするのかと。私ども最初議長と行った時は幅広く行き渡るようにしてほしいということも申し伝えておりましたけども、そこら辺どのように考えていらっしゃるのかちょっとお伺いをいたします。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕 確かにですね今回の支援金については2020年度と2020年中と2019年を比較して10%以上この現象があった場合という条件を付けております。その中に2020年中の1年間には国、県、町からの経済対策等の給付金等を含めるということが条件であったために特にですね小規模の個人事業者の収入減少率が10%未満になったと。基準に届いていないという現象が見られたというのは確かな事かなというふうに思っております。国や県においては中小企業者等に対する新たな支援策を先ほどご説明頂きました、支援策等を打ち出されまして、その要件がですね前回実施された支援策よりも基準が緩和されているというふうになっているというふうに理解しております。町としてもですね現在もこの支援金の事業を行っておりますけども、これまでの支援金の在り方を再度検証しまして、今後新たな支援策を実施する、もし実施する場合にはその基準の見直しについても検討したいというふうには考えております。

〔15番 原田一宏君〕 単純売り上げだけの場合が一番いいんですけども、その減少幅が分かりますから。国も県も3ヶ月とか4ヶ月とか期間を区切って、正直言って1、2、3ガタ落ちで、4、5、6にどんと上がったとか、また逆の場合もありますから。期間を決めた支援要件というものも国とか県みたいにですねそういうことも必要じゃないかと思っておりますのでそこら辺はぜひ庁舎内だけでなく関係団体とかの情報を仕入れて国、県に劣らず町もよくやってくれたと言われるような施策を取ってほしいと思っておりますので是非そここのところは先ほど言われましたけども業界はもう瀕死の状態ですので是非独自の政策を取ってほしいと思っております。よろしくお願ひします。続きまして4番目、未来へつなぐ有田焼支援事業ということで、参考資料によりますと有田焼関連事業者の事業活動の継続を後押し、コロナ禍に対応した未来に向けた新たな取り組みを支援とありますが。この事業として考えていることはどういった内容なのか、アバウトでも結構ですけど事例があればこういうことに対してというのがあればお示し頂きたいと思っております。

〔松尾文則議長〕 商工観光課長。

〔鷺尾商工観光課長〕 こちらが想定している事業というか、例えばということですけども、まず例え

ば事業環境の整備ということであればやはりオンラインでの販売強化を図る事業とか、あと展示会等においては各種首都圏等での展示会に新たに出店するとかそういった経費、また新商品等については例えばコロナ禍に対応した新たな新商品を開発して販売していくというようなことを想定しております。また今後の産業観光につながるような各ものづくりの現場を見せるような事業者がその整備をするもの等に対しても支援ができればなというふうに思っております。ただですね、単なるこれまでの取り組みの継続ではなくて、やはりコロナ禍に対応した新たな取り組みを実施して頂けるような事業をできたら採択したいなというふうには考えております。

〔15番 原田一宏君〕町独自の支援はもちろんのこと、国、県、町と連携して対応していかなければならない問題だと思います。業界は先ほども言いましたように危機的状況で、業務用の販売する商社はですね、商社、メーカーはですね、緊急事態宣言や蔓延防止法対象地域指定でホテル、旅館、飲食店等も注文が激減状態で営業に出ようにも出れないという状態が続いております。Web陶器市をはじめとするネット利用も一つの手段ではありますが、売り上げ回復まではとっていないのが現状でございます。是非ともそこら辺を踏まえた町の早急な支援体制の確立を願っておりますが町長この件に関していかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕町長。

〔松尾町長〕窯業界が置かれる現状は重々把握しているつもりであります。やはりまず我々が最優先する課題としてはワクチン接種をまず町民の方にいち早く打って頂くということで、9月末に打って頂いてそこから営業に行ってもらえる可能性も出てきますので、その時に相乗効果が表れるような施策を打てればなと思っております。いろんな業界の代表の方とか各理事長さんたちの意見を聞きながらどういった対応ができるのかなというところもしなくちゃいけないし、また全体的な商工会議所さん等に聞いて全体、窯業界以外の業種の方も皆さんでウィンウィンになれるような施策を打てないかなと今ちょっと検討しておりますので、議員さんからいろいろアドバイスを頂きながら考えていきたいと思っております。

〔15番 原田一宏君〕よろしく願いをいたします。続きまして、2番目ワクチン接種関連にいきたいと思います。町民のワクチン接種は75歳以上の接種が4月から始まりましたが、接種前は80%ぐらいの接種率を予想していると課長申されましたが、その予約率というものは分かるのでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕それでは予約率について報告をさせていただきます。65歳から69歳の方のご予

約については本日からとなっておりますので、70歳以上の方の状況を報告させていただきます。まず予約状況ですけども、こちらご注意頂きたいところは施設入所者及び病院入院者につきましてはこちらで予約を受け付けませんのでこの方たちを除いた率になります。70歳以上の方の予約率は現在79.9%になっております。ですので施設入所者、入院者等を含みますと既に80%は超えていると思っております。

〔15番 原田一宏君〕ということは、今日までで予約は78%ぐらいだと申されましたけど、接種済というものは何人何%ぐらいとか分かりますでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕接種済者数を報告させていただきます。1回目のみ終わられた方がこちらすみません5月30日締めで報告させていただきます。1回目のみ終わられた方が2,797人で、割合にして50.6%、こちら分母の方が70歳以上になっておりますけども、通常が高齢者が65歳以上ですのでこちらを分母でちょっと読み替えますと高齢者の中での割合はちょうど40%になります。それから2回目まで接種が終わられた方については221人で、現在のところまだ4%程度になります。

〔15番 原田一宏君〕順調に進んでいるように思われますが、この中でよくテレビ等でも問題になっておりましたキャンセルが生じるという問題が出ておりますけども、そのキャンセルというのは実際有田町において発生したのかどうか伺います。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕キャンセルは少しではありますけれども出ております。この対応につきましては高齢者施設の従事者の方を事前に登録頂いておりますので、その時に来て頂いて接種をいたしております。

〔15番 原田一宏君〕じゃあ廃棄とかいうものはなくスムーズにちゃんと消化しているということですね。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕ワクチンの廃棄は今のところ出ておりません。

〔15番 原田一宏君〕その後ですね予約が取れなかった町民への対応等上げておりますけども、実際最初高齢者の方が取れない取れないということでありましたけども、今は取れやすくなっているんでしょうけども、私が通告を出すぐらいの時はまだ取れとらんとよという方が結構いらっしゃったので、そこら辺もし取れなかった人の対応というのはどのように考えておられますでしょ

うか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕新たな年齢層の予約を開始した日は今現在も電話が若干繋がりにくくなっている傾向がありますが、それ以外の日は電話予約もスムーズにできておりますので、今現在はですね予約が取れない状況ではないと思っております。また現在ご予約ができる方は65歳以上の方ですが、今のところ予約の期限については設けておりませんので焦られる必要はないと思っております。こちら辺を一番お伝えできるのは防災無線の放送かなと思っておりますので、今は電話がつながりますよとか是非ご予約してくださいということを定期的にお知らせをしたいと思っております。

〔15番 原田一宏君〕75歳でも今でも予約ができるということですね。はい。それとですねちょっとこれは事実かどうかわかりませんが、電話がつながったと。「お、やった」と思って掛けたら「本日の予約は終わりました。また明日掛け直してください。」そういう対応をされたとある町民さん高齢者の方から言われましたけども、せっかくつながったのにこの返答はいかかなものかということとちょっと電話連絡を頂いたんですけども、そういうことがあったのかどうかそこをちょっとお伺いします。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕ワクチンの接種のご予約については、ワクチンの供給予定と照らし合わせながら概ね1週間分ずつを行っております。このためこの予約枠がなくなった時点でその日のご予約を終了する場合があります。ただ今後につきましてはある程度ワクチンの供給量については目途が立っておりますので、極力ですねご予約のお電話をお断りすることがないように努めていきたいと思っております。

〔15番 原田一宏君〕ちょっと課長の申された今のことと、私が取ったこととちょっと、若干、今日の予約が終わりました。じゃあ明日掛け直してください。課長は、今日の分は終わりましたけども明日の分がありますのでそこら辺の取り方の違いかとは思いますが、やはりピンとくる方はいいですけども、なかなか、がん言われた、がん言われたということで、せっかくつながったのにということがまずありますので、そこら辺は丁寧な対応を今後あるかもしれませんので、ぜひ丁寧な対応というものをよろしく願いいたします。あとですね、次2番目ですけども、当初医療従事者の接種が遅れているということを聞きましたけども、そこら辺は把握はされてますでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕医療従事者については何人いらっしゃるかという把握はできておりませんが、ちょっと確認したところではですね希望される方につきましては、ほぼ終了しているということで確認いたしております。

〔15番 原田一宏君〕最初共立病院は接種しないという方向でしたけども、接種もするというところで、安心された接種希望者の方もいらっしゃるということですので、そこら辺はスムーズに行くのかなとは思いますが。それと次3番目ですけれどもこのLINE対応ということで、4番議員さんより昼一番に出ましたので、ちょっと私の方で簡単にだけちょっと言いますが、3月議会の折にはLINEには対応していないとの答弁を頂きました。県内では伊万里、唐津、多久、神埼、吉野ヶ里、基山、上峰、玄海の8市町でラインを利用されております。実際伊万里市でも電話、Web、そしてLINEに対応していてスムーズにしているようでございます。先程はシステムの複雑化するLINEは考えていない。当初設定する時にデータの漏洩とかデータの保存に問題があるということで扱わなかったと申されましたが、やはり今65以上ですけども、それ以下になるともうLINEの方がどんどんどんどんしやすいということもありますので、考えていないと仰られましたけどもできる余地があれば私は考えてほしいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕先程答弁をいたしましたように今のところはちょっと現システムで特にトラブルも問題ありませんので進めていく予定にしております。ただですね、町民の皆様から強い要望等があった折には一応現在のWebシステムでもLINEによるWebサービスの誘導についてはおそらく追加料金が出てくるかと思っておりますけども、対応はできることになっております。そういういった要望が非常に強い場合は検討はしたいと思っております。

〔15番 原田一宏君〕是非要望が多い場合はお願いしたいと思っております。続きまして今後の予定ということで。これも先ほど1番議員さんの時に出了ました。当初議員配付の資料には先ほど言われたように町内診療所の医療従事者が1番で、2番目に75歳以上、3番目が70から74、4番目が65から69、そして5番目に基礎疾患、高齢者施設の従事者、6番目に60から64、7番目が上記以外の人ということで資料載せようと思いましたが、ちょっと議員配付のみということでこのタブレットの資料載せませんでしたけども、6月号の広報有田にはこの予定がバッチリ出ておりましたので、町民の皆さんはこれを見ていつ頃だなと正式ないつ、いつというこ

とは未定、未定もありますから若い人は分からないかもしれませんが、これを見て大体いつ頃には接種開始になるんだなど。それで町長も先ほど言われましたように9月中旬ごろ、9月までには接種を希望する町民にはすべて終わるようにしたいということでしたけども、それはワクチンの配布供給状況によりますでしょうけども果たしてスムーズにいくかどうかそこら辺がちょっと私も心配なんです、そこら辺ワクチン配布の見通しというものはどうなのでしょう。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕それではワクチンの件についてちょっとお話をさせていただきます。ワクチンの供給開始時は供給量も少なく継続的な接種計画を立てるのが難しい状況でしたが、今現在は一定量が安定的に供給されるようになっております。今後についての不安点については、有田町の計画は他市町村よりペースが幾分早くなっておりますのでちょっと先ほども申し上げましたが町が要望するワクチンを供給して頂けるかが不安な部分になります。いずれにしてもワクチン供給については強く要望を行って早期の接種完了を目指したいと思っております。

〔15番 原田一宏君〕県の方もですね意外とワクチンの供給はスムーズにいったとお聞きしましたので是非それは遅れることもあるでしょうけども予定通り進むことを願っております。続きまして最後、接種済の証明書等の発行はということですけども。国内移動に関しても接種済の証明書というものを持っていれば移動しやすいのではと思いますが、この点は私はまだ接種しておりませんのでわかりませんが、どういう具合に接種済の対応というものはされておりますでしょうか。

〔松尾文則議長〕健康福祉課長。

〔野中健康福祉課長〕接種済の証明書につきましては、ワクチン接種をされた後に接種券の台紙、こちらですけども、こちらですね、こちらの台紙に接種済のシールを2回貼ることになっておりますが、これが予防接種の済書となっております。また別に市町村で接種済書を発行できることになっておりますが、国から書式が示されておらず、様式は全国统一がいいかと思われまして、国に書式を示して頂けないか現在要望を出しているところです。

〔15番 原田一宏君〕接種済証明であつたりですね、PCRの陰性証明であつたりを発行することにより宴席への参加とか国内移動の制限解除等も可能になってくると思われます。東京オリンピックの対応でもそのように行うとの報道もありますし、今日ですか、オーストラリアのソフトボールの選手たちが成田空港に来ましたけど、やはりその都度PCRを行ったりとか、例えば私はワクチン打ってきたよという方はPCRをしないとかがそういうことも報道されておりますので、

国、県とも協議して、もしできなければ町単独でも動いてみてはと思いますが町長いかがでしょう。

〔松尾文則議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今回一般質問で同じような質問も出ておりましたので参議院の福岡先生が今中心になってやられておりますのでお聞きをしました。そしたら国としてのまだ統一した見解はないということで、平山デジタル担当大臣の方からは自治体から出したほうがいいのではないかというコメントもありますが、やはり我々としては市町でそれぞれが出して統一感がないものよりは国がきちんとしたフォーマットを作って頂いてこっちで自治体側で発行するという事は考えられるので是非そういったところで早く動いてほしいということを書いてます。ワクチンが9月末で終わる予定ですので、終わったらやはり本当に焼き物をどんどん商売に行きたい方にとってはそれがいわゆるパスポート代わりになると思いますので、そういったところも含めてやはり経済を回すというところで大事な観点だと思っておりますので引き続き国の方にも強く訴えかけていきます。

〔15番 原田一宏君〕 是非それはお願いしたいと思います。先般2～3日前ですか、ちょっと商社関係の集まりがあったんですけども、本当に出張したいけども6月20日まで緊急事態宣言が延びたので出たいけども出れないというのが現状、皆さんどうしてますかと。私はこの前行ってきました。私も行ってきたけど、もうそこは緊急事態宣言に入ったから次はもういつになるかわからないという具合ですので、そういう統一した証明書等があれば私はこうやってワクチン打ちましたよとかPCR陰性でしたよということで堂々と大手を振って行けるのではないかと思いますので、一議員よりも首長の要請の方が力は大きいと思いますので、ぜひ国の方、国会議員の先生たちにもお力添えを頂いてぜひ進めてほしいと思います。コロナの一日も早い収束を願って私の一般質問を終わらせて頂きます。ありがとうございました。

〔松尾文則議長〕 15番議員 原田一宏君の一般質問が終わりました。これで本日の予定の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

【散会15：20】